

第4回
愛媛地方最低賃金審議会

資 料

令和7年9月17日

愛媛労働局労働基準部賃金室

第4回愛媛地方最低賃金審議会

資 料 目 次

令和7年9月17日

- 1 愛媛県最低賃金の改正決定について（答申）（写）
（令和7年9月1日付け愛媛賃審発第2540号） …… 1
- 2 愛媛地方最低賃金審議会の意見に関する公示（写）
（愛媛労働局一般公示第5号） …… 5
- 3 愛媛県最低賃金の改正決定に対する異議申立書
 - （1）愛媛県最低賃金の答申に対する異議申立書（写）
（2025年9月11日付け愛媛地方労働組合連合会 青年部 部長 山内 佑樹） …… 7
 - （2）愛媛県最低賃金の改正決定に対する異議申立書（写）
（令和7年9月11日付け西条周桑地域労働組合連絡協議会 議長 横井 幸男） …… 9
 - （3）愛媛県最低賃金の改正決定（答申）への異議申し立て（写）
（2025年9月11日付け日本自治体労働組合総連合愛媛県本部 書記次長 堀川 孝行） …… 11
 - （4）2025年愛媛県最低賃金の改正決定（答申）について異議申し立て（写）
（2025年9月12日付け愛媛県教職員組合 中央執行委員長 加藤 諭） …… 17
 - （5）2025年度愛媛地方最低賃金の改正決定に対する異議申立書（写）
（2025年9月15日付けコープえひめ労働組合 執行委員長 今井 清志） …… 19
 - （6）2025年愛媛県最低賃金の改正決定（答申）について異議申し立て（写）
（2025年9月16日付け愛媛地方労働組合連合会 議長 今井 正夫） …… 21
- 4 全ての都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました
（厚生労働省発表 令和7年9月5日） …… 23



愛媛賃審発第 2540 号
令和 7 年 9 月 1 日

愛媛労働局長
常盤 剛史 殿

愛媛地方最低賃金審議会
会 長 森本 明宏

愛媛県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 7 年 7 月 3 日付け愛媛労発基 0703 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので答申する。

また、別紙 2 のとおり、平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき、最新のデータにより比較したところ、令和 5 年 10 月 6 日発効の愛媛県最低賃金（時間額 897 円）は、令和 5 年度の愛媛県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、地方の中小企業・小規模事業者には、原材料価格等のコスト上昇、防衛的な賃上げと急激な最低賃金額の上昇による労務費の増大の中で、十分に価格転嫁ができていない業種もあること等を踏まえ、

- （１）業務改善助成金を更に活用しやすくするための時間的余裕のある制度への改善や設備の増設要件緩和等の制度充実、
- （２）二極化が進んでいるとされる労務費等の価格転嫁問題を踏まえた、中小企業・小規模事業者のための価格転嫁交渉の支援、
- （３）いわゆる「年収の壁」を意識せずに働くことができる環境整備について、政府としてのなお一層の取組を強く要望する。

別紙 1

愛媛県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

愛媛県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1,033 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和 7 年 12 月 1 日

愛媛県最低賃金と生活保護との比較について

1 最低賃金

- (1) 件 名 愛媛県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 897 円
- (3) 発 効 日 令和 5 年 10 月 6 日

2 生活保護

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 5 年度
- (3) 生活保護水準（令和 5 年度）
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋冬季加算＋期末一時扶助費）の愛媛県
内人口加重平均に、住宅扶助費の実績値を加えた金額（97,219 円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の(2)に掲げる金額の 1 箇月換算額（註）と上記 2 の(3)に掲げる金額とを
比較すると、愛媛県最低賃金の下回っているとは認められなかった。

（註）1 箇月換算額

$$\begin{aligned} & 897 \text{ 円 (愛媛県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1 箇月平均法定労働時間数)} \\ & \quad \times 0.807 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率)} = 125,810 \text{ 円} \end{aligned}$$



愛媛地方最低賃金審議会の意見に関する公示

愛媛労働局一般公示第5号

令和7年9月1日愛媛地方最低賃金審議会から愛媛県最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第11条第1項及び第12条の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、愛媛県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第11条第2項及び第12条の規定に基づき令和7年9月16日までに愛媛労働局長あて（松山市若草町4番地3）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和7年9月1日

愛媛労働局長 常盤 剛史

記

愛媛県最低賃金の改正決定に係る愛媛地方最低賃金審議会の意見の要旨

愛媛県最低賃金を次のように定めること。

- 1 適用する地域
愛媛県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間1,033円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和7年12月1日



2025年9月11日

愛媛労働局局長 常盤 剛史 様
愛媛地方最低賃金審議会会長 森本 明宏 様

愛媛県最低賃金の答申に対する異議申立書

愛媛地方労働組合連合会（愛媛労連）青年部
部長 山内 佑樹

愛媛の最低賃金改定の審議にご尽力されておりますことに心より敬意を表します。

今年の最低賃金改定にあたり、中央最低賃金審議会が目安ランク制度後に初めて C ランクを 1 円高く 64 円、AB を +63 円とする目安を決め、地方にその引上げ額の判断が委ねられました。

答申の結果、愛媛県は中央審議会目安に 14 円を上乗せする +77 円の 1,033 円とされました。

今回異議申し立てを行う争点は、愛媛地方最低賃金審議会が行った 77 円引き上げの 1,033 円とする答申は憲法 25 条及び労働基準法第 1 条 1 項にある「人たるに値する生活ができる水準」には遠く及ばない点について申し上げます。

最低賃金法 1 条には、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」とあります。さまざまな物価が高騰するもとで、特に非正規労働者は影響が大きく、生活も脅かされ続けています。9 月 1 日に答申された 1,033 円がその同条項にある「労働者の生活の安定」と「労働条件の改善」の寄与にたる答申であるかどうか貴審議会において再度審議をいただきたく、以下理由を述べ、答申に対する異議申し立てをいたします。

（１）最低賃金はただその日が暮らせればよいというわけではないことは、憲法 25 条、労働基準法第 1 条 1 項、最低賃金法第 1 条でも明らかなです。

現行の最低賃金額は、いわゆるワーキングプアと言われる年収 200 万円の水準に届かず、例えば病気などの不測の事態が起ると「労働者の生活の安定」ところか、備えるための蓄えができない状況です。

現在の物価高騰、生活必需品の高騰は、特に非正規労働者の生活に多大な影響を与え、時給で働く労働者は最低賃金が低い故、「明日の生活も不安定」「未来に希望が持てない」状況であること、そして、非正規労働者は青年だけでなく、65 歳以上でも増えていることなども意見として述べてきました。

意見でも紹介しましたが、全労連は、全国 25 都道府県以上で「最低生計費試算調査」を取り組み、その結果から「8 時間働けば人間らしく暮らせる」には、全国どこでも月額 24 万円（時給 1500 円）前後が必要であることを明らかにしてきました。さらに、物価高騰を

考慮した再調査結果では、北海道・東北 6 県で、1,700～1,900 円程度へと増えており、これらは家計の実感にも近いのではないのでしょうか。生計費を踏まえた最低賃金額の再検討をお願いいたします。

(2) 今年は、愛媛の最低賃金の発効が、例年の公示後 30 日経過の日に新たな最低賃金の発効ではなく、12 月 1 日に指定するとの答申が示されました。使用者委員の意見に配慮したものとの新聞等の報道を見ました。なお、秋田県では来年 3 月 31 日となっており、他県と比較して、この間労働者がこうむる不利益の額は、8 万円以上と推測され、発効日の見直しを求める声が寄せられていると聞きます。

労働者からすると、これまでも愛媛地方最低賃金審議会内で述べられていたように、発効日が遅れることは労働者の不利益になります。少なくとも例年通りの発効を求めます。

(3) 今年の四国内の最低賃金の答申額は、徳島県が目安 3 円プラスの 1,046 円、香川県が目安 3 円プラスの 1,036 円、高知は目安 7 円プラスの 1,023 円となっています。四国トップの徳島県でも B ランクの中位程度、全国を 2 つに分けると下位の方に入ります。愛媛県は目安から二桁プラスして引き上げても、一部 C ランクにも抜かれている状況となっています。A ランクとされる地域との格差は、これほどまでに開いている状況です。

地域消滅や地域の維持への課題となっている人口流失では、最低賃金の高いところへ人が集まっていることが明らかとなり、これまでも問題とされてきました。最低賃金の地域間格差の是正こそが急務であり、改めて全国一律の最低賃金の確立を地方審議会からも求めていく必要があると考えます。

以上の理由から、今年度の愛媛県最低賃金額を決定するにあたり、「労働者の安全と命」「労働者の生活と安定」や「人間として生きる水準」の審議が尽くされたかどうかを今一度ご確認いただき、答申額を再審議していただくことを強く要望し、異議申し立てといたします。

以上



令和7年9月11日

愛媛労働局長 常盤 剛史 殿

西条周桑地域労働組合連絡協議会

議長 横井 幸男

愛媛県最低賃金の改正決定に対する異議申立書

令和7年9月1日付愛媛賃審発第2540号にて愛媛地方最低賃金審議会から意見の提出があった愛媛県最低賃金の改正決定について、最低賃金法第11条第2項及び第12条の規定に基づき、次のとおり異議を申し立てる。

1. 異議の内容 愛媛の最低賃金は1時間当たり77円増の1,033円で改正決定意見の提出があった。引き上げ額は目安+14円となっているが、その一方で発効日を12月1日に先送りしており、相次ぐ物価高騰の中で生活できる最低賃金とはいえず、少なくとも1,500円以上にするとともに、速やかな発効を求める。あわせて全国一律最低賃金制度への法改正を求める。
2. 異議の理由 全労連が実施した最低生計費試算調査では、全国どこでも時給で1,700円～1,900円であることが明らかになりました。今回改正決定の愛媛の時給1,033円では、月150時間働いても154,950円で、最低生計費試算調査の最低限必要な金額からかけ離れており、普通の生活を送ることは極めて困難な状況です。また、生計費に地域間格差がない中で、地域によって最低賃金に違いがあることは、労働力の地方からの流出につながり、地方の経済が疲弊するだけです。政府は、骨太方針に最低賃金引き上げの目標（2030年代半ばまでに、全国加重平均1,500円）の早期達成とともに、地域間格差の是正について盛り込みましたが、今のペースでは間に合いません。とりわけ、物価高騰で非正規労働者の生活の困難さが増しています。非正規労働者の処遇改善をすすめるためにも、中小企業支援と合わせて、最低賃金の大幅引き上げ、全国一律最低賃金の確立が急がれますが、今回の時給1,033円（77円増）では、依然として生活できる賃金と乖離しており、これを認めることはできません。あわせて、労働者の生活実態を無視し、実質値切りとなる発効日を12月1日まで遅らせることを認めることはできません。



2025 年 9 月 11 日

愛媛労働局局長 常盤 剛史 様
愛媛地方最低賃金審議会会長 森本 明宏 様

日本自治体労働組合総連合（自治労連）愛媛県本部
書記次長 堀川孝行
松山市三番町 8-10-2

愛媛県最低賃金の改正決定（答申）への異議申し立て

最低賃金改定の審議を行う貴職のご努力に敬意を表します。今回の愛媛地方最低賃金審議会の答申である 77 円引き上げ改定について、下記の通り、審議会への意見書にもとづいて、異議を申し立て、再検討を要請する。

記

1. 答申額は「健康で文化的な最低限度の生活の保障」、生計費からすれば労働者・家計を守るには不十分

今回の愛媛審議会の答申が「77 円引き上げ」となり、1,033 円とする見込みとなった。中央審議会の目安を 14 円上回るなど、引き上げとなったことは歓迎する。しかし、全労連の最低生計費調査、また物価高騰の現状、実質賃金の低下基調からすれば不十分と言わざるを得ず、引き上げの水準の再検討が必要と考える。

最低賃金法 9 条 2 項で、最低賃金の決定根拠として「生計費」「賃金」「支払能力」の 3 要素が規定されている。憲法や労働基準法、また生計費から言えば、時間額 1,033 円としても、年間 2,000 時間労働でようやく年収 200 万円に届くという低い額であり、その点からしても引き上げ額は十分ではない。物価高騰でより大きな影響を受け続けている非正規職員の処遇改善に資する最低賃金額の引き上げは必要と考える。

2. 愛媛地方最低賃金審議会として審議に関わる、より具体的な意見の具申を

使用者委員から意見が付されたと報告書・答申で拝見した。本審などでも意見を傍聴する機会があったが、そこからすれば、愛媛の報告書・答申での要望内容では不十分と考える。また、最低賃金引き上げには、政府の制度による中小零細企業支援策が当面必要と考える。今後のことも踏まえ、一時的な補助金ではなく、恒久的な補助を求めている。い。

鳥取地方最低賃金審議会の報告書などを参考に、あらためて中央最低賃金審議会および

厚生労働省・政府に対し「必要」と委員が思われる、また審議会が考える点について、しっかりと言うべきである。意見を追加して具申していただきたい。

こうした最低賃金にまつわる公労使委員による議論の積み重ねは、より良い制度や最低賃金額決定のための基礎であり、その過程は内向きにすべきではなく、議論の過程での各委員の発言とその根拠を多くの人に知らせ世論を喚起すること、特に最低賃金制度について周知を行うことは労働行政の使命でもあり、より積極的に情報公開を行うことを求めたい。公開されることにより、今回の最低賃金額の決定にあたっても、公労使委員の主張を県民にも知ってもらうことで、より愛媛の最低賃金をどうすべきかについての理解を得ることができるのではないかと考える。

3. 愛媛地方最低賃金審議会独自の最低賃金額の検討を求めたい

愛媛地方最低賃金審議会として、労働者の生計費とはどのような金額であるのか、いくらが妥当なのか、こうした議論・検証を、意見書で求めてきた。それは、3つのランク分けとなり、なおかつランク内での金額の差・整合性など、ランク制自体の整合性が問われる状況もある。また、愛媛地方最低賃金審議会の各委員の見解に沿わない目安が示されるなど、中央最低賃金審議会の目安によらず、審議できるようにするための目標や水準が求められているのではないか。

これまでも毎年同じ意見を述べており恐縮だが、いつまでに、どのような額の愛媛県の最低賃金額が必要・適当かを明らかにしたうえで、県内で仮にそこまで引き上げるためには公労使でどういった議論が、また政策が必要になるのか、そうした前向きな議論を愛媛地質として行うべきではないか。将来的にはランク制・中央目安によらない議論が必要になると思われる。また仮に、今後も引き上げ基調となるようであれば、それに対し従前より備えをつくっておくべきであり、そのための議論も必要になるのではないか。

次年度以降の審議も見据え、「現行の最低賃金審議制度の枠内でも、すべての働く人たちに人間らしい最低限の生活を保障する『最低賃金額』および『全国一律最低賃金制度』の実現を」「せめて最低賃金引き上げで窮することのない中小零細企業を支援する予算・制度を国へ要求する」など、要望もしていただきたい。

今回の最低賃金額の答申が、生活が困窮する最賃近傍の労働者に報いるものとなるよう、再検討をお願いしたい。

以上



令和7年8月8日

鳥取地方最低賃金審議会

会長 佐藤 匡 殿

鳥取地方最低賃金審議会

鳥取県最低賃金専門部会

部会長 佐藤 匡

鳥取県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年7月14日、鳥取地方最低賃金審議会において付託された鳥取県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和5年10月5日発効の鳥取県最低賃金（時間額900円）は、令和5年度の鳥取県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、最低賃金額の引上げを円滑に実施するため、中央最低賃金審議会、厚生労働本省及び政府に対して以下の取組を実施するよう強く要望する。

1 中央最低賃金審議会への要望

（1）地方最低賃金審議会の審議日程に配慮した審議を行うこと

地方最低賃金審議会においては、例年、決まった審議日程で行っているところもある。その審議日程を崩すような極めて遅い目安額の決定は、地方最低審議会の十分な審議の確保を阻害し、もって、審議を毀損し、その地域の労働者の生存権を侵害するものであって、最低賃金制度への冒瀆である。ゆえに、中央最低賃金審議会においては、地方最低賃金審議会の審議日程に配慮した審議を行うことを強く強く要望する。

（2）目安額を示すに際して必ず公労使3者全会一致を原則とすること

地方最低賃金審議会においては、中央最低賃金審議会において労使双方が賛成していない目安額になぜ地方最低賃金審議会がそれを基準として審議を進めなければならないのかと疑問の声が多数あることから、地方最低賃金審議会に対して提示する目安額は、中央最低賃金審議会において、公労使3者が全会一致となる目安額を示すことを強く要望する。

(3) 最低賃金の地域間格差の是正について金額の差の是正で判断すること

最低賃金の地域間格差の是正に関しては、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率ではなく、額差の縮小が重要であり、政府目標を含めて認識を改めること。

(4) 要望を乱発するのではなく要望を解決したうえで地方最低賃金審議会に示すこと

中央最低賃金審議会の公益委員見解を拝見すると、あまりにも多くの要望が散見されるが、どれも賃上げするためには必要なことであり、これを解決しない間は賃上げができないものである。よって、要望要望と要望を乱発するのではなく、より強く政府に働きかけて、1つでも多く要望を解決したうえで目安を示すことを強く要望する。

(5) 結果の数字だけではなく審議の経過に注意を払うこと

「中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果について注目している」とおっしゃられているが、審議の結果だけではなく、審議の過程にも注意を払われることを強く要望する。

2 厚生労働本省への要望

(1) 全国地方最低賃金審議会会長会議（仮称）を設置すること

地方最低賃金審議会の公益委員は、労使代表委員と異なり、中央とのチャンネルがなく、また、他県公益委員との情報交換ルートも有しない。「全国地方最低賃金審議会会長会議（仮称）」の設置を要望する。

(2) 地区別地方最低賃金審議会会長会議（仮称）を設置すること

地方最低賃金審議会の公益委員は、労使代表委員と異なり、中央とのチャンネルがなく、また、他県公益委員との情報交換ルートも有しない。特に近県での情報交換の必要性から、「地区別地方最低賃金審議会会長会議（仮称）」の設置を要望する。

(3) ランク別地方最低賃金審議会会長会議（仮称）を設置すること

地方最低賃金審議会の公益委員は、労使代表委員と異なり、中央とのチャンネルがなく、また、他県公益委員との情報交換ルートも有しない。特に同一ランクでの情報交換の必要性から、「ランク別地方最低賃金審議会会長会議（仮称）」の設置を要望する。

3 政府への要望

(1) 需要喚起策や生産性向上の支援を行うこと

中小企業・小規模事業者の最低賃金の引上げに向けた環境整備については労使共通の認識である。政府は、需要喚起策や生産性向上の支援（業務改善助成金の充実、周知等の徹底）を早急に行うこと。また、申請から実際に支給されるまで、複雑な手続と煩雑な書類の提出などのため、中小企業・小規

模事業者が申請を断念することのないよう、申請手続等の簡略化に努めることを要望する。

(2) 賃上げに伴う各種改正を行うこと

中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分の適正な価格転嫁対策の強化をはじめ、税制を含めて賃上げ企業への優遇措置や社会保険料負担額の軽減、年収の壁の撤廃等、真に効果のある取組を強く要望する。

(3) 中期的な工程表を明らかにすること

来年度以降の円滑な最低賃金の議論に資するため、中期的な工程表を明らかにすること。その際、インフレ率や各種施策との関係性を示すことを要望する。

(4) 政府の政策過程と中央及び地方最低賃金審議会審議の円滑な連携の確保

政府の方針に基づき最低賃金引き上げの支援を企図する施策等を立案するにあたっては、中央及び地方最低賃金審議会の審議に資するよう、十分な具体性と熟度を持ったものを審議に先立って提示することを要望する。

おって、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

鳥取県最低賃金専門部会委員

公益代表委員

部 会 長	佐藤 匡	国立大学法人鳥取大学地域学部准教授
部会長代理	中野 聡	中野社会保険労務士事務所特定社会保険労務士
	石川 真澄	公立鳥取環境大学副学長補佐

労働者代表委員

河村 正之	日本労働組合総連合会鳥取県連合会事務局長
北畑 仁史	U Aゼンセン鳥取県支部支部長
山下 浩二	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副事務局長

使用者代表委員

池谷 勇治	鳥取県商工会連合会理事
西村 知巳	一般社団法人鳥取県経営者協会専務理事
花原 秀明	一般社団法人H & C代表理事



2025年 9月12日

愛媛労働局長
常盤 剛史 様

愛媛県教職員組合（県教組）
中央執行委員長 加藤 諭

2025年愛媛県最低賃金の改正決定(答申)について異議申し立て

貴職の地方の労働行政、賃金・労働条件の改善に向けたご努力に敬意を表します。

さて、9月1日、愛媛地方最低賃金審議会は、最低賃金を77円引き上げ、1033円とするよう答申されましたが、以下のとおり、異議申し立てを行います。

記

1. 異議の内容

- (1) 2025年度の愛媛県最低賃金1033円については、不服です。
- (2) 改定時期の先延ばしは、不服です。
- (3) 愛媛県最低賃金として、1700円を要求します。

2. 理由

- (1) 物価の高騰や実質賃金の低下に歯止めがかかりません。家計は、火の車です。賃金の低廉な労働者の生活改善は急務です。地域経済を回復させるためにも最低賃金の額を大幅に引き上げることが求められています。
- (2) 「支援員」等の名で低賃金の非正規労働者が学校を支えています。非正規の教職員が正規労働者と同一の役割と責任を持って働いています。最低賃金の大幅引き上げと地域間格差解消は、全国すべての教職員の賃金改善に欠かせません。
- (3) 子どもたちの生活基盤である家計の改善は、子どもたちの貧困を解消する要です。食料や学用品が買えない、病院へ行けない、学費の納入や奨学金の返済がたいへん、ヤングケアラーも広がっています。保護者が低廉な賃金の労働者であることは少なくありません。青年労働者も然りです。速やかな改定が求められています。

以上、異議申し立てとします。最後までご尽力ください。



2025 年 9 月 15 日

愛媛労働局長 常盤 剛史 殿

コープえひめ労働組合
執行委員長 今井 清志

2025 年度愛媛地方最低賃金の改定決定に対する異議申立書

「愛媛地方最低審議会の意見に関する公示」がありましたので、次のように異議申し出を行います。

申し出の趣旨

愛媛地方最低賃金を昨年比 77 円増の 1033 円とした答申について

1. 発効日 12 月 1 日の見直しを求めます。
2. 専門部会の完全公開を求めます。
3. 最低賃金引き上げと同時に、政府・厚生労働省・各自治体が企業・小規模事業所への今以上の有効な支援策を強化・充実させることと、「年収の壁」を意識せずに働くことができる環境整備が必要です。愛媛地方最低賃金審議会として要請してください。

理由

今回の答申は、昨年を超える過去最高の額で、全国的に見ても上位の上げ幅であることは評価できるものであり、最賃審議会の尽力に敬意を表します。しかし、発効日が 12 月 1 日となっていることは物価高に苦しむ労働者の立場を考慮した答申とは思えません。都市部では例年通り 10 月からの発効としているところもあります。地域間格差をなくすためにも再審議を求めます。

専門部会は金額審議が非公開となっております。情報公開が叫ばれるなか、審議内容を全て公開することでそれぞれの立場での最低賃金に関する考えを聞くことができ、審議会の透明性を高めることにも繋がります。

今回の最低賃金の引き上げは、昨年以上に中小企業や小規模事業所の経営に多大な影響が出ます。中小企業では原材料費や燃料費の上昇分を価格転嫁することが精一杯で、人件費まで転嫁できていません。また、生産性向上のための助成金を活用できている企業はごく一部であり、現在の助成金制度以上の支援を行い、企業・事業所の負担を軽減する必要があります。大企業との取引適正化の監視を強化し、助成金制度申請時にかかる費用の補助をはじめ、労働生産性を向上させ全ての企業・事業所が最低賃金以上の賃上げが出来るようにしなければ、人手不足や経営が厳しくなるばかりです。

最低賃金が上がると年収が増え、いわゆる「年収の壁」を意識し、今後の働き方を考え契約時間を減らす労働者、年内の出勤日数を調整する労働者が出るのが予想できます。これは今以上に人手不足を招く状況になり、早急に対応しないと人手不足の解消にはつながりません。コープえひめのパート労働者の中にも例年、年末の繁忙期に収入制限のため出勤日数を減らす人が増え、平常時以上に人手不足が発生していますが、最低賃金の上昇で人手不足に拍車がかかるのが予想されます。「年収の壁」を見直し、契約時間の延長などを促していくことが労働者の収入増と人手不足解消につながると考えます。

以上の理由から、最低賃金発効日の再考と、国・政府・自治体への支援策についての要請をお願いします。

以上



2025 年 9 月 16 日

愛媛労働局長
常盤 剛史殿

愛媛地方労働組合連合会（愛媛労連）
議長 今井 正夫

2025 年愛媛県最低賃金の改正決定（答申）について異議申し立て

愛媛地方最低賃金審議会は 9 月 1 日、第 3 回審議会で、今年度の愛媛県の最低賃金を現在の時間額 956 円から 77 円引き上げ、1,033 円とする答申を行いました。

中央最低賃金審議会が示した目安 63 円に 14 円プラスするとの答申は意義あるものと受け止めます。

しかし、1,033 円の水準では、異常な物価高騰が働く者の暮らしを直撃するなかで、労働者の生活は困難であり、また東京との賃金格差は解消されていません。

愛媛県を希望ある地域にするためには、大幅な賃金引き上げで消費購買力を強化し、地域経済の好循環を生み出す必要があります。最低賃金の引き上げはそのことに大きな影響を与えます。以上のことから、異議を申し立てます。

(1) 今年のコメを含めた飲食料品の値上げは、昨年以上の品目で実施・計画されており、最低賃金や最低賃金近傍で働く人々にとって、食費が増えることは生活の苦しさをより大きくしていきます。

私たち全労連がおこなった最低生計費試算調査では、時間額 1,500 円は必要としていましたが、近年の物価高騰から 1,700 円になっており、生計費は都市と地方で差がないことも示されています。今回の愛媛県最低賃金の引き上げ額は不十分であり、再度審議を求めます。

(2) 石破首相は 2030 年までに平均 1,500 円に引き上げていくと言いましたが、これまでの最高額の今回の目安額においても、中小・小規模零細事業者に対する支援を抜本的に打ち出しておらず、最低賃金引き上げが必要となっても議論が進まない状況を創り出しています。中小企業・小規模零細事業者に対する抜本的な対策を政府へ要望すべきです。また、特に人手不足が深刻な医療・介護・保育など福祉の分野は、更なる医療・介護報酬の引上げ及びケア労働者の処遇改善についても、中小企業・小規模事業者への支援とは異なる対策が必要であり、答申に盛り込むべきです。

(3) 答申発効日についても、労働者の生活を考慮するなら、12 月 1 日発効でなく、速やかに審議後、発効すべきです。

報道関係者 各位

令和 7 年 9 月 5 日（金）

【照会先】

労働基準局賃金課

課 長 野澤めぐみ

副主任中央賃金指導官 上条 訓之

（代表電話）03（5253）1111（内線 5546）

（直通電話）03（3502）6758

全ての都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました**～答申での全国加重平均額は昨年度から 66 円引上げの 1,121 円～**

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会が答申した令和 7 年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」）を取りまとめました。改定額及び発効予定年月日は別紙のとおりです。

これは、令和 7 年 8 月 4 日に厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安について」などを参考として、各地方最低賃金審議会が調査・審議して答申した結果を取りまとめたものです。

答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に順次発効される予定です。

【令和 7 年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント】

- ・ 47 都道府県で、63 円～82 円の引上げ（引上げ額が 82 円は 1 県、81 円は 1 県、80 円は 1 県、79 円は 1 県、78 円は 3 県、77 円は 2 県、76 円は 1 県、74 円は 1 県、73 円は 2 県、71 円は 4 県、70 円は 1 県、69 円は 2 県、66 円は 2 県、65 円は 8 道県、64 円は 9 府県、63 円は 8 都府県）
- ・ 改定額の全国加重平均額は 1,121 円（昨年度 1,055 円）
- ・ 全国加重平均額 66 円の引上げは、昭和 53 年度に目安制度が始まって以降で最高額
- ・ 最高額（1,226 円）に対する最低額（1,023 円）の比率は 83.4%（昨年度は 81.8%）。なお、この比率は 11 年連続の改善）

（別紙）令和 7 年度 地域別最低賃金答申状況

（参考）地域別最低賃金の改正手続の流れ

令和7年度 地域別最低賃金 答申状況

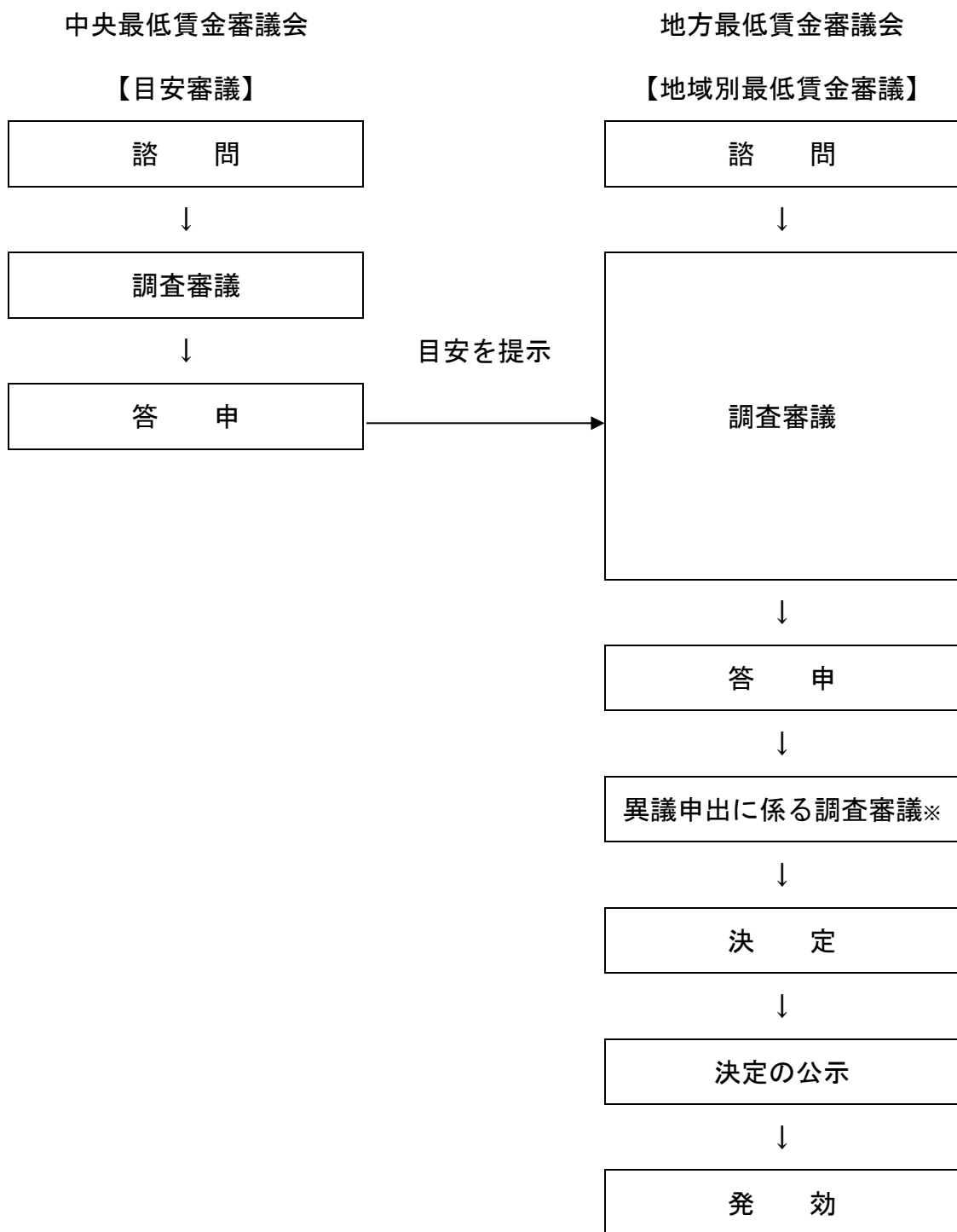
(別紙)

都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額【円】(※1)	引上げ額【円】	目安差額	発効日(予定)(※2)
北海道	B	63	1,075 (1,010)	65	+2	2025年 10月4日
青 森	C	64	1,029 (953)	76	+12	2025年 11月21日
岩 手	C	64	1,031 (952)	79	+15	2025年 12月1日
宮 城	B	63	1,038 (973)	65	+2	2025年 10月4日
秋 田	C	64	1,031 (951)	80	+16	2026年 3月31日
山 形	C	64	1,032 (955)	77	+13	2025年 12月23日
福 島	B	63	1,033 (955)	78	+15	2026年 1月1日
茨 城	B	63	1,074 (1,005)	69	+6	2025年 10月12日
栃 木	B	63	1,068 (1,004)	64	+1	2025年 10月1日
群 馬	B	63	1,063 (985)	78	+15	2026年 3月1日
埼 玉	A	63	1,141 (1,078)	63	±0	2025年 11月1日
千 葉	A	63	1,140 (1,076)	64	+1	2025年 10月3日
東 京	A	63	1,226 (1,163)	63	±0	2025年 10月3日
神奈川	A	63	1,225 (1,162)	63	±0	2025年 10月4日
新 潟	B	63	1,050 (985)	65	+2	2025年 10月2日
富 山	B	63	1,062 (998)	64	+1	2025年 10月12日
石 川	B	63	1,054 (984)	70	+7	2025年 10月8日
福 井	B	63	1,053 (984)	69	+6	2025年 10月8日
山 梨	B	63	1,052 (988)	64	+1	2025年 12月1日
長 野	B	63	1,061 (998)	63	±0	2025年 10月3日
岐 阜	B	63	1,065 (1,001)	64	+1	2025年 10月18日
静 岡	B	63	1,097 (1,034)	63	±0	2025年 11月1日
愛 知	A	63	1,140 (1,077)	63	±0	2025年 10月18日
三 重	B	63	1,087 (1,023)	64	+1	2025年 11月21日
滋 賀	B	63	1,080 (1,017)	63	±0	2025年 10月5日
京 都	B	63	1,122 (1,058)	64	+1	2025年 11月21日
大 阪	A	63	1,177 (1,114)	63	±0	2025年 10月16日
兵 庫	B	63	1,116 (1,052)	64	+1	2025年 10月4日
奈 良	B	63	1,051 (986)	65	+2	2025年 11月16日
和歌山	B	63	1,045 (980)	65	+2	2025年 11月1日
鳥 取	C	64	1,030 (957)	73	+9	2025年 10月4日
島 根	B	63	1,033 (962)	71	+8	2025年 11月17日
岡 山	B	63	1,047 (982)	65	+2	2025年 12月1日
広 島	B	63	1,085 (1,020)	65	+2	2025年 11月1日
山 口	B	63	1,043 (979)	64	+1	2025年 10月16日
徳 島	B	63	1,046 (980)	66	+3	2026年 1月1日
香 川	B	63	1,036 (970)	66	+3	2025年 10月18日
愛 媛	B	63	1,033 (956)	77	+14	2025年 12月1日
高 知	C	64	1,023 (952)	71	+7	2025年 12月1日
福 岡	B	63	1,057 (992)	65	+2	2025年 11月16日
佐 賀	C	64	1,030 (956)	74	+10	2025年 11月21日
長 崎	C	64	1,031 (953)	78	+14	2025年 12月1日
熊 本	C	64	1,034 (952)	82	+18	2026年 1月1日
大 分	C	64	1,035 (954)	81	+17	2026年 1月1日
宮 崎	C	64	1,023 (952)	71	+7	2025年 11月16日
鹿児島	C	64	1,026 (953)	73	+9	2025年 11月1日
沖 縄	C	64	1,023 (952)	71	+7	2025年 12月1日
全国加重平均			1,121 (1,055)	66	+3	-

※1 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

※2 発効日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性有

地域別最低賃金の改正手続の流れ



※ 関係労使からの異議申出があった場合に開催

